

# ディスクロージャーの電子化

## *Electronic Disclosure*

榊 俊作\*

### 目 次

1. はじめに
2. EDGARシステムの概略
  - (1) EDGARシステムの導入経緯
  - (2) EDGARシステムのシステム概要
  - (3) EDGARシステムの特徴
3. わが国における電子開示システムの検討
  - (1) 検討経緯と電子化の必要性
  - (2) 電子開示システムのシステム概要
  - (3) 電子開示システムの特徴
  - (4) 電子開示システムの効果
  - (5) 主体別の役割と費用分担
4. 電子開示システムに予想される課題
5. その他の企業情報開示の電子化の動向
6. おわりに

## 1. はじめに

現代においては、財務会計報告は社会的な情報開示制度（ディスクロージャー制度）の一環として確立されている。財務会計報告は、企業外部に存在する利用者のグループごとにその利用目的によって次の3つに分類される。第1は、債権者と株主の利益保護を目的とした財務会計報告（商法に基づく財務会計報告）、第2は、資本市場の円滑な運営を目的とした財務会計報告（証券取引法に基づく財務会計報告、決算短信、インベスター・リレーションズ（IR）活動など）、第3は、課税額の算定を目的とした財務会計報告（税法に基づく財務会計報告）である。

とりわけ、資本市場の円滑な運営を目的とした財務会計報告は、投資家が投資判断を行う目的で利用される会計情報であるため、情報開示の迅速性、情報へのアクセスの公平性、開示情報の分析の容易性などの要件を満たすことが求められる。これらの財務会計報告の領域では、インターネットの爆発的な普及ともなって、迅速性、公平性、容易性の要件を満たすインターネットによるディスクロージャーの電子化が始まりつつある。

\*SAKAKI, Shunsaku [情報システム学科]

これらの財務会計報告を情報開示にかかる諸制度等との関連で分類すると、証券取引法に基づく法的開示、証券取引所や証券業協会などの自主規制機関の要請による適時開示、企業が自主的に行う任意開示の3つに分類される。

任意開示情報の電子化については、最近では、ウェブ（WWW:World Wide Web）サーバーにホームページを開設し、決算発表記者会見後<sup>注1</sup>に決算短信をはじめ、事業内容、決算内容、業績推移、業績予想などの会計情報をインターネットで任意開示する企業が増えている<sup>注2</sup>。また、企業から会員会社を募り、会社財務情報にリンクを張り、IR活動の一形態として投資家に投資関連情報を仲介するサービスも提供されている<sup>注3</sup>。ただし、これらは任意開示であるので、情報の内容は企業により大きく異なる結果となっている。

一方、法的開示情報の電子化については、大蔵省印刷局が、有価証券報告書の光ファイル版、CD-ROM版を編集し、販売している。しかし、その利用状況は限定的である。光ファイル版は有価証券報告書をスキャナーで読み込んだイメージデータであり、内容はすべて網羅されているが、財務データなど数値データを加工分析できない、光ファイルの読み取り装置が高価であるという制約がある。また、CD-ROM版は財務データなど数値データを特定のファイル形式でダウンロードして加工分析できるが、経理の状況を中心に収録されているため有価証券報告書の開示情報すべてを網羅していないことや、人手による入力のため有価証券報告書の発行からさらに数ヶ月発行が遅くなること、上場会社、店頭会社など上場の区分ごとに全ての会社を1枚のCD-ROMに収録するので数社の情報を入手するには高価であるという制約がある。

アメリカにおいては、すでに、証券取引委員会（SEC:Securities and Exchange Commission）のEDGARシステム（Electronic Data Gathering, Analysis, and Retrieval system）により、年次報告書の提出から縦覧にいたるまで原則すべて電子化され、SECがインターネットにより情報を無料提供している。一方、わが国においては、同様のディスクロージャーの電子化を目指して、電子開示システムのあり方について議論が始められたところである。

注1 現在、インターネット端末を持たない投資家への配慮から、証券取引所など自主規制機関の要請により、決算発表記者会見から12時間経過した後から公開するという自主運用ルールとなっている。詳しくは、「「インサイダー取引の可能性」——インターネット決算速報、東証、事実上「待った」。」日本経済新聞朝刊、1995年12月4日を参照していただきたい。

注2 (社)証券広報センターが1996年9月に国内上場会社など3,065社を対象に行った「インターネットを利用した会社情報の開示に関するアンケート」調査によると、回答会社1,418社の28.4%、403社がホームページを開設している。開示情報の詳細については、赤津（1997）p.5を参照していただきたい。

注3 この仲介サービスは大和証券(株)のホームページを通じてなされているが、その詳細については、大井（1995）を参照していただきたい。

そこで、まずアメリカのEDGARシステムについて概観し、わが国の法的開示情報の電子化について展望することにする。

## 2. EDGARシステムの概略

### (1) EDGARシステムの導入経緯

EDGARシステムの導入の経緯については、その経過が逐次、わが国にも数多く報告されてきたが<sup>74)</sup>、1996年5月に外国政府、外国企業を除く、SEC内国登録会社（約11,000社）すべてに開示書類の電子媒体による提出が義務付けられ、年間1,000万ページを超える開示書類が電子的に提出されることになり（これを電子ファイリングまたは、単にファイリングという）、EDGARシステムは完全実施されるに至った。ここでは、図表1に沿って、EDGARシステムの導入経緯を簡単に振り返ることにする。

図表1 EDGARシステムの導入経緯

年 月	内 容
83. 2	・SEC内部にタスク・フォースを設置
9	・MITRE社に技術面での調査を依頼
11	・実験稼働システムの輪郭を開発
84. 1-3	・実験稼働システムへの運営者を募集、入札
3	・実験稼働システムへの参加企業を募集
5	・実験稼働システムの運用契約をアーサー・アンダーセン社と締結
6	・暫定規則を採用（9月実施）
9	・最初の電子ファイリングを受理
85. 6	・公益事業持株会社の参加
11	・投資会社の参加
86. 5	・本格稼働システムの運営者を募集（応募なく、再三実施）
87. 12	・EDGAR Authorization Actが成立
89. 1	・本格稼働システムの運用契約をBDM社と締結
91. 5	・本格稼働システムでの最初のテスト・ファイリングを実施
92. 4	・本格稼働システムへの移行のため暫定規則を改正
7	・実験稼働システムを閉鎖し、本格稼働システムへ移行
93. 2	・SEC登録会社のEDGARシステムへの参加を義務化するため、暫定規則を改正するとともに、Reg. S-Tを新設（4月施行）
4	・第一次電子開示グループ、義務化による電子提出に移行（～12月）
94. 1	・NY大学、インターネットを通じた無料提供開始（1週間遅れ）
1-6	・全登録会社の義務化に向けたテストを開始
95. 1～	・全登録会社による電子提出に向けて段階的移行
10	・SEC自ら、インターネットを通じた無料提供開始（1日遅れ）
96. 5	・全登録会社による開示書類の電子化完了

（出典：赤津享「電子開示研究懇談会報告 企業情報開示の電子化に伴う法制面等の検討課題について」COFR1ジャーナルNo.27（1997.6））

注4 経過の報告については、井尻（1985）、平松（1987）、辰巳（1987）、辰巳（1989）、O'Neil（1993）、石本（1995）を参照していただきたい。

SECは、外部的には投資家保護を徹底させるために、提出された開示情報が投資家やアナリストに十分活用されるよう開示情報をより迅速に伝達することが必要であると判断し、一方、内部的には提出書類の資料整理の時間を省き本来の審査の充実を図る必要があると認識し、1983年に情報の登録、蓄積、検索を電子的に行う実験システムの検討に着手した。ついで、1984年より、実験稼働を行うためのシステムの開発と運用を少数の自主参加企業（当初は約100社）と開始した。約8年間実験稼働を行った後、1992年に実験稼働システムを閉鎖し、本格稼働システムへ移行した。実験稼働システムに参加した企業により、本格稼働システムを利用したテストファイリングがなされた後、1993年に内国登録会社全体の45%を占める3,500社にファイリングを義務付けた。1994年に6万件余りのファイリングの評価を行い、EDGARシステムが順調に稼働している評価結果をもとに、1996年にはSEC内国登録会社（約11,000社）すべてに開示書類の電子媒体による提出が義務付けられることになった。

電子提出の対象書類は、1933年証券法、1934年証券取引所法、投資会社法、公共事業持株会社法などに基づく届出書、報告書、明細表、訂正書、補足書類などである。

## (2) EDGARシステムのシステム概要

EDGARシステムは、図表2に示す通り、大きく、受理・受領 (Receipt and Acceptance)、分析・審査 (Analysys and Review)、伝達 (Dissemination) の3つのサブシステムから構成されており、その概要は次の通りである<sup>注5</sup>。

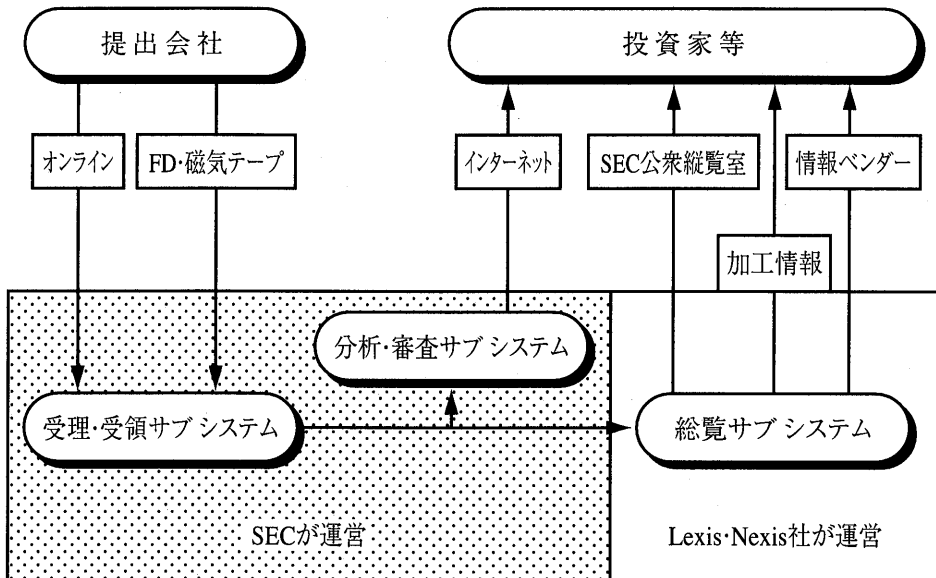
受理・受領サブシステムでは、企業は開示書類をSECにオンラインで送信するか、またはFD・磁気テープをSECに持参する。オンライン送信の場合は、SEC側で受信開始時刻がまず記録され、その後、SECの職員によって要件のチェックが行われ、不備が無ければ、その日付と時刻がシステムに記録され受理されたものとみなされる。

分析・審査サブシステムは、受理・受領された開示書類が蓄積されたデータベースをもとに、SEC職員が分析・審査するためのシステムである。

その後、一般に公開可能な情報は、SECのページからインターネットを通じて直接投資家へ無料で公開されるか、伝達サブシステム運営会社Lexis-Nexis社からSEC公衆縦覧室や情報ベンダーを通じて投資家へ伝達される。

注5 EDGARシステムのシステム構成の詳細については、赤津（1997）pp. 6-10を参照していただきたい。

図表2 EDGARシステムの概念図



(出典：赤津享「電子開示研究懇談会報告 企業情報開示の電子化に伴う法制面等の検討課題について」COFRIジャーナルNo.27 (1997.6))

### (3) EDGARシステムの特徴

EDGARシステムの特徴として以下の点があげられる。

#### ① ワンストップ・ファイリング

SECに対し電子媒体による開示書類を提出するだけで、関係する各証券取引所、省庁、州政府などへ同様の書類の届出を終えたものとみなされるワンストップ・ファイリングが制度化され、届出手段が簡素化されている。

#### ② インターネットを通じた無料提供

SECが自らのホームページに、EDGARをリンクし、開示書類を無料で投資家などに提供している。このためインターネットを経由して世界中のどのパソコンからも開示書類にアクセスし、ダウンロードすることができ、開示情報の広範な利用に資している。

#### ③ 伝達サブシステムの委託運営

SECのページによるインターネットでの伝達に加え、Lexis-Nexis社に伝達サブシステムの運営が委託され、同社より他の情報ベンダーや同社の顧客に情報提供が行われる。委託運営には情報加工などの付加価値サービスの販売が認められ、より高度化された情報の利用を可

能としている。

#### ④ 集中方式のデータベース (DB) 開示

SECが受理した開示書類を一元的にデータベースに蓄積しているのので、データベース開示 (Database Disclosure) の方式としては集中方式となっており、分散方式と比べて、アクセスの利便性も高く、障害災害対策もより高度なものが期待できる<sup>注6</sup>。

### 3. わが国における電子開示システムの検討

一方、わが国においては、大蔵省が株式市場関係者などで組織する「電子開示研究会」を1997年4月に発足させ、わが国における電子開示システムのあり方が検討され、その検討結果が「電子開示システムのあり方について (EDINET<sup>注7</sup>)」として1997年7月に発表された。これによると、企業の有価証券報告書など法定開示書類の提出、縦覧を2000年3月期から電子化する方針が出されている<sup>注8</sup>。以下、この報告書の概要を見ることにする。

#### (1) 検討経緯と電子化の必要性

金融システム改革の1つのプランとしてまとめられた証券取引審議会の報告書「証券市場の総合的改革～豊かで多様な21世紀の実現のために～」において、ディスクロージャー情報へのアクセスの改善が指摘された。このアクセスの改善とは、ディスクロージャーの電子化、インターネットによる情報の提供の早期実現を指していると理解されている。また、米国のEDGARシステムの稼働を初め、英国、ドイツ、シンガポール、タイ<sup>注9</sup>においても情報開示の電子化の検討が進んでいると認識されている。こうした提言や諸外国の動向を踏まえ、電子開示システムの導入についての検討がなされた。

電子化の必要性として、次の3点があげられている<sup>注10</sup>。

- ①会計・ディスクロージャー制度に基づき、有用で正しい情報が投資家に分かりやすく、

注6 DB開示の方式の詳細については、岡部 (1996) p. 76を参照していただきたい。

注7 このシステムを「エディネット」(EDINET:Electronic Disclosure for Investors' NETwork) (仮称) と呼ぶことにはどうか、と報告書に記されている。電子開示研究会 (1997) p. 3

注8 「有価証券報告書など提出・総覧を電子化」日本経済新聞朝刊、1997年7月17日を参照していただきたい。

注9 米国外の国における電子化の現状については、赤津 (1997) pp. 10-12を参照していただきたい。

注10 電子開示研究会 (1997) II 1

分析しやすく、しかもタイムリーに提供され、投資家の投資判断が的確に行われる必要がある。

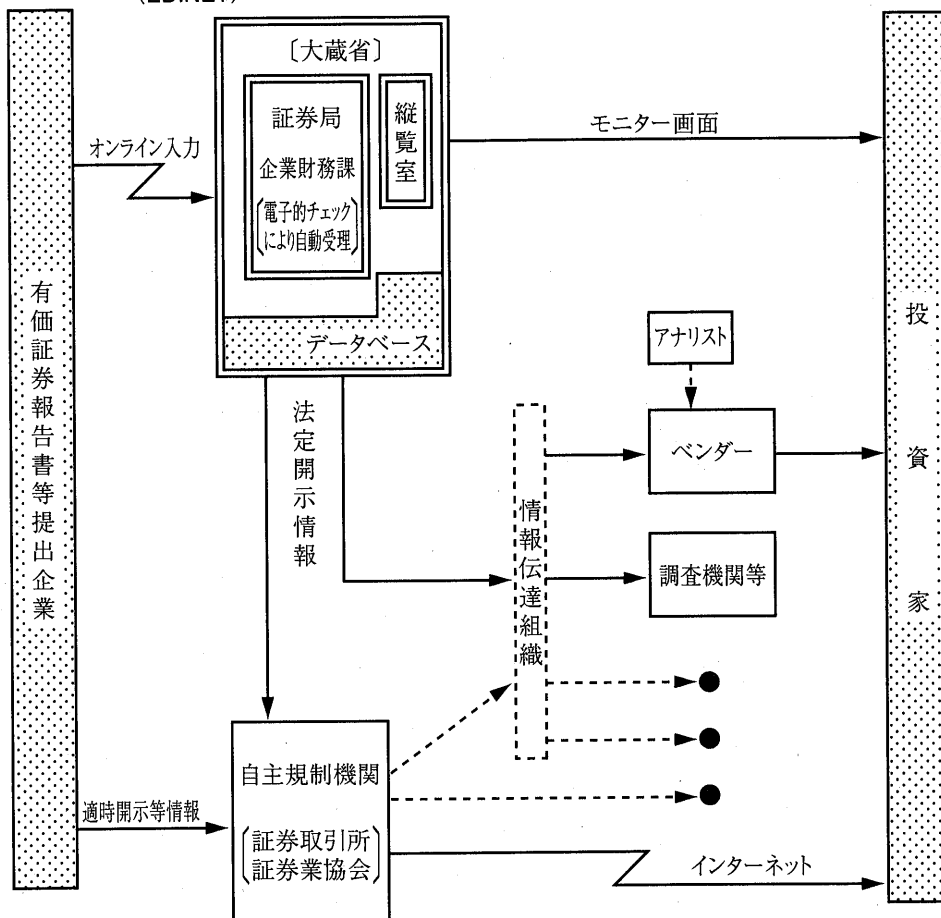
②情報通信技術の発達によって、各国証券市場の競争の激化が予想され、わが国証券市場も、インフラ整備の一環として、迅速かつ的確なディスクロージャーの実施が必要である。

③投資家に伝達する情報を電子的に処理するシステムを構築することは、証券市場のインフラ整備、特に会計・ディスクロージャー制度の整備として必要不可欠である。

## (2) 電子開示システムのシステム概要

報告書で示されている電子開示システムのシステム概要は、図表3に示すように、基本的にはEDGARシステムと同様に、届出・受理システム、審査システム、情報伝達システムの3つから成っている。

図表2 電子開示システム [イメージ]  
(EDINET)



(出典：電子開示研究会「電子開示システムのあり方について (EDINET)」平成9年7月17日)

届出・受理システムでは、企業が自社のコンピュータ等により作成した開示書類をオンラインで送信するか、または入力済のフロッピーを持参するかもしれない、もしくは郵送することにより、届出がなされる。電子媒体により提出された開示書類は、フォーマットの要件などが機械でチェックされ、自動受理される。

審査システムでは、行政当局による審査が、審査用ソフトにより電子的に行われ、データベース化された情報の管理はEDGARシステムと同様に国の管理下で行われる。

情報伝達システムでは、EDGARシステムと同様に、証券取引所および証券業協会のホームページを経由して無料でインターネットでアクセスできるとともに、伝達システムの運営は



行政当局とは別に独立した主体により行われることが適当であるとしている。

### (3) 電子開示システムの特徴

この報告書で提唱された電子開示システムは、EDGARシステムをモデルとしており、次のようなEDGARシステムと同様の特徴を有している。

#### ① ワンストップ・ファイリング

行政当局への提出をもって証券取引所および証券業協会への提出があったとみなす、ワンストップ・ファイリングを実施する。

#### ② インターネットを通じた無料提供

投資家への情報提供手段として、証券取引所および証券業協会のホームページを経由してインターネットを通じて無料で提供する。

#### ③ 伝達システムの委託運営

情報ニーズに対する機動性および採算性を満たしつつ、安定的かつ低廉に情報提供がなされることを狙いとして、行政当局とは別に独立した主体により伝達システムを運営する。主体として、財団等、指定法人、民間会社が考えられている。

#### ④ 集中方式のデータベース (DB) 開示

行政当局が受理した開示書類を一元的にデータベース化し、国の管理下に置く集中方式のDB開示となっている。

### (4) 電子開示システムの効果

電子開示システムの効果として、主体別に次の点があげられている<sup>11)</sup>。

#### ① 投資家

投資情報をタイムリーかつ容易に入手することができ、開示書類をパソコンなどによって簡単に検索・分析・加工することができる。また、アナリストや情報ベンダーの積極的な情報加工への関与によって、情報の質的向上が期待できる。

---

注11 電子開示研究会 (1997) II 2 (2)

② 提出企業

開示書類の印刷コストの削減、開示書類作成事務の軽減が期待され、行政機関・自主規制機関へ直接提出に出向く必要がなくなる。

③ 行政当局

すべての開示書類を各財務局においてタイムリーかつ容易に縦覧させることが可能になる。また、開示書類の受理・審査・縦覧にかかる事務を効率化させることができる。

④ 自主規制機関

ワンストップ・ファイリングの実現により、開示書類の写しの受理・縦覧にかかる事務が効率化されるとともに、迅速で分析的な審査が可能となる。

(5) 主体別の役割と費用負担

主体別の役割と費用負担については、次のように考えられている。

まず、国の役割として、法定開示書類の受理に関しては、電子認証、受理時のチェック、データ伝送中の改ざん防止などの観点から国がシステムを構築・管理する。また、データベース化後の情報の管理もセキュリティの観点から国が行う。インターネット利用が可能でない投資家にも公平に情報へのアクセスができるよう、行政当局の証券閲覧室において、モニター画面等による縦覧を行うシステムを確保する。これらにかかる費用は国の負担と考えられている。

次に民間の役割として、自主規制機関、情報ベンダーは「情報の伝達」部分を直接担い、法定開示制度を補完し、開示情報ないし投資価値を分かりやすく説明する情報を広く投資家などに提供する必要がある。民間の費用負担は、享受するメリットに応じて負担すべきとの基本的考え方から、開示書類の作成事務の軽減に見合う費用負担を開示書類を提出する企業に提出手数料として求める、開示情報の利用の利便性向上に見合う費用負担を情報ベンダーを介して投資家に求めるとの考え方が提示されている。

4. 電子開示システムに予想される課題

わが国の電子開示システムは、EDGARシステムをモデルに検討されていると思われる。した

がって、電子開示システムの実現に向けてEDGARシステムが直面したと同種の課題の解決が必要となるであろう。電子開示システムの実現にどのような課題が予想されるかをあげてみる。

### ① 署名

有価証券報告書においては、代表者および監査人の署名、捺印がなされて提出されている。これをオンライン送信によって提出した場合に、どのようにして本人確認をするかが課題の1つとなる。

米国においても10-K（年次報告書）、10-Q（四半期報告書）などSECへの登録文書には、登録企業の代表者および監査人の自筆署名が必要とされている。EDGARシステムの実験稼働システムでは、PIN（Personal Identification Number：個人識別番号）が用いられた。署名権者に対してそれぞれPINを与え、送信側の端末から入力すると、SEC側のコンピュータでこの番号を読み取って、それぞれの署名欄に署名権者の名前をタイプ文字で表示するものである。PINの番号自体はどこにも表示されずに、また署名権者しか知らないことにより、一定のセキュリティを保つ仕組みである。PINは、事後的にPINが送信側の端末から漏洩する危険性や遠隔地からの入力に難点があることなどが指摘されているが、本人確認をする仕組みとしてコスト面で最も勝る方法となっている。

電子商取引(EC:Electronic Commerce)の進展にともなって、本人認証の技術や制度が確立されつつあるので、わが国においての本人確認の仕組みとして、認証機能をともなった電子署名の利用も考えられている。

### ② 開示書類の提出に関するセキュリティ

書面による提出では、決冊した書面に社印、代表者印が捺印されていることで正当な提出者からの正当な開示書類の提出としている。これと同等の正当性を確保するために、オンライン送信によって提出された開示書類が正当な提出者（提出企業）からの送信であることを受理する側で確認した後、ファイリングされる必要がある。

EDGARシステムでは、登録会社は、提出義務に服する前にSECに様式IDを提出し、事前にCIK（Company Identification Key Number：登録会社の識別番号）とパスワードをSECから取得し、これらを用いて開示書類を提出する。

### ③ 受理手続における日付

有価証券報告書は当該事業年度経過後3ヶ月以内に大蔵大臣に提出しなければならないとされている（証券取引法第24条、第24条の5）。電子開示システムにおいては自動受理が構想さ

れているので、受理日付はファイリングに基づく提出が有効に行われるうえでの基本となる概念である。

EDGARシステムでは、FD・磁気テープの持参の場合は書面による提出と同様にSECの窓口受付時間を受理日付としているが、オンライン送信の場合は送信に一定の時間がかかるためコンピュータや通信回線の混雑などを考慮して、窓口よりも受付時間を長くするほか、受信開始時刻を管理して一定時刻で当日の受理を締切り、それ以降は翌日の受理とするなど受理日付を管理している。また、機器の故障などにより、オンライン送信のファイリングが遅延した場合には、EDGARシステムの運営担当官の判断により、遅延に対するペナルティの免責も考慮されている。

#### ④ みなし規定

現行の証券取引法や関係法令などにおける開示規定では、紙媒体を連想させる用語が多数存在するが、電子媒体も包含できるよう何らかの法的手当てが必要である。

米国では、EDGARシステムの導入にあたり、33年法関連の規則の中に、電子媒体を連邦法でいう“document”とみなす旨の定義規定を置くことにより対応した。

#### ⑤ 図表等視覚的資料

電子開示システムではファイリングされた提出書類をインターネットを通じて縦覧することになるため、インターネットで閲覧（ブラウズ）できるデータ表現形式が求められる。

EDGARシステムでは、データ表現形式としてSGMLが使われており、ほとんどの情報が文書で書かれた資料であるが、図表等の視覚的資料も限られてはいるが含まれている。図表等についてはコストがかかりすぎるため、コンピュータによる登録の代わりに、それらが重要であるときには当該情報に関する文書による説明が必要であるとしている。

わが国においては、これ以外に、人名や地名など漢字コード表に収録されていない漢字の表記方法や表形式の数値情報の罫線表示などに工夫が必要である。

## 5. その他の企業情報開示の電子化の動向

電子開示研究会報告においては、「有価証券報告書等法定開示書類の電子開示システムの具

---

注12 電子開示研究会（1997）13

体的スキームの取りまとめを行ったものである<sup>注12</sup>とあるように、証券取引法第24条、第24条の5、第25条などを念頭に有価証券報告書などの提出、公告・縦覧の電子化に主眼が置かれている。

一方、米国においては、EDGARシステムの普及を背景に、SEC登録企業から株主や不特定多数の投資家に対する目論見書などの書類の送付を電子メディアを使用した場合にも、一定の条件を満たせば証券関連各法に規定する「交付・伝達」の概念を満足する旨の法解釈およびガイダンスが1995年10月にSECにより発表された<sup>注13</sup>。

電子メディアによる情報開示については、文書により受け取った場合とほぼ同様の情報が、電子メディアを通じて受領した受け手に達していれば、その媒体による情報の伝達が証券関連法に規定される「交付・伝達」に該当するとする法解釈である。

さらに、これを補完するガイドラインとして次の点をあげている。

- ①電子メディアにより当該情報が配信された場合でも、その配信の事実が適宜、適切に投資家に通知されていなければならない。
- ②意図された受け手が供給された情報に対し、大きな負担なくアクセスできる媒体であることが必要である。
- ③電子メディアを通じて入手した情報についても無期限に保存し、または、無期限に保存するのと同様の効果をもって適宜入手できることが必要である。
- ④文書により交付することが可能となっていなければならない、受取人が文書を請求すればこれに応じなければならない。
- ⑤証券関連法に規定する「交付」の概念を満足していることを合理的に確実にする方法で行われなくてはならない。

加えて、ガイドラインに対する理解を得るため種々のケーススタディをあげている。中でもインターネットの利用に関して、証券の募集を行う会社が目論見書をインターネットに配信する場合、単に勧誘を行う投資家に対して目論見書がインターネットに配信されている旨およびそのアクセス先を郵送するだけでは交付の要件を満たさないとし、インターネットを通じて目論見書を受領することに予め同意していた投資家に対して目論見書がインターネットに配信されている旨およびそのアクセス先を郵送する場合に、はじめて交付の要件を満た

---

注13 詳細については、商事法務（1996）を参照していただきたい。

すとしているとしている。

これは、予め同意していた投資家はアクセス先の通知によって目論見書を入手できると推定することは合理的であるとの理由によるものであるが、インターネットへの配信が直ちに「交付」とはみなされないという点で、今後のインターネットの利用に十分注意を払うべきという大きな示唆を与えるものである。

## 6. おわりに

電子開示システムは、情報開示の迅速化、開示書類作成事務や審査事務の省力化・短縮化、開示情報の加工の容易性の確保などの直接的な効果のほかにも、その果たす役割は大きいと思われる。次のような波及的な効果が期待できるのではないかと思われる。

- ①法的開示情報の整備によって、現在さまざまな開示レベルにある任意開示情報の全体的な質的向上が期待される。
- ②任意開示情報の質的向上とその普及により、法的開示の対象とならない企業においても利害関係者への情報開示の重要性が一層認識される。
- ③目論見書など証券市場での企業情報開示の電子化の推進を促進する。

企業間取引で電子データ交換（EDI:Electronic Data Interchange）が普及し、また、帳簿書類の保存の電子化が提言されるなど会計情報作成の合理化が図られていくこととあいまって、情報開示が電子化されることで、会計情報の作成から開示まで一貫してコンピュータ技術やネットワーク技術が活用されることになり、会計情報の一層の質的向上と有効な利用が期待される。

### 〈参考文献〉

- ・ J. P. O'Neil, "At Long Last, Meet EDGAR!", Financial Executive, Janury / February 1993
- ・ 赤津 亨「企業情報開示の電子化に伴う法制面等の検討課題について」『COFRIジャーナル』No. 27、1997年
- ・ 石本 聡「SECのエドガー・システムをめぐる最新の動向」『商事法務』No. 1386、1995年
- ・ 井尻雄士「情報技術と会計の革新」『会計』第128巻第2号、1985年

- ・大井善治「グローバルな企業コミュニケーションを実現するインターネット企業情報提供システム」『COFRIジャーナル』No. 21、1995年
- ・岡部孝好「マルチメディア時代のディスクロージャー—SECのEDGARシステムに学ぶ」『企業会計』'96 Vol. 48 No. 5、1996年
- ・商事法務「海外情報：米国の電子メディアによる企業情報の開示」『商事法務』No. 1411、1996年
- ・辰巳 坦「米国SECによるEDGARシステムの概要」『企業会計』Vol. 39 No. 6、1987年
- ・辰巳 坦「EDGARシステムの本格稼働について」『経理情報』No. 552、1989年
- ・電子開示研究会「電子開示システムのあり方について (EDINET)」、1997年
- ・平松一夫「米国SECによるEDGARシステムの意義」『企業会計』Vol. 39 No. 6、1987年